

川崎市小児慢性特定疾病審査会設置要綱

平成27年1月1日
26川市こ家第1027号
こども本部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について、川崎市小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）を設置し、適正かつ慎重に審査することを目的とする。

(審査事項)

第2条 審査会は、次の事項について審査する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第4項の規定に基づく、医療費支給認定の審査に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、委員7名をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療関係者 3人
- (3) 行政関係者 3人

3 前項の委員のほか、審査会において必要があると認めるときは、行政機関の職員、専門的な学識経験者、その他の関係者に意見または説明を聞くために、出席を求めることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

ろによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査等に関して必要な事項は、審査会が定める。

(附則)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。